

令和 6 年 1 2 月 1 1 日
経済産業省電力・ガス取引監視等委員会
消費者庁
独立行政法人国民生活センター

電気・ガスの契約トラブルなどに気をつけましょう (令和 6 年 1 2 月版)

冬場の電気やガスの使用量の増加に合わせて、契約先の変更を検討される事があるかもしれません。また、勧誘を受けた場合などで、契約先の変更を検討される際に気をつけるべきポイントをお知らせします。

<今回のポイント>

- ✓ 勧誘時に、契約の意思がない場合は容易に検針票を見せてはダメ！
- ✓ 料金メニューを選ぶ際は、契約内容をよく確認！

切替え検討時や、勧誘を受けた際に気を付けるポイント

・勧誘時の検針票の取扱いには御注意ください！

「電気代・ガス代が安くなる。検針票を見せてください。」と訪問販売の勧誘があり、検針票の提示を求められて、提示してしまい、勝手に契約が進んでいないか不安だ、といった相談が寄せられています。契約の申込みをしていないのであれば、切替えの手続きが勝手に進められてしまうことは基本的にありませんが、検針票には個人情報や「お客様番号」、「供給地点特定番号」（電気の供給場所を特定することができる 22桁の番号のことです。）といった電気やガスの切替えに必要な番号なども記載されていますので、勧誘があった事業者と契約の意思がない場合は、お見せしないことをお勧めします。

・料金プラン、料金設定、契約内容を要確認！！

電力・ガスの自由化により、契約先や契約プランを自由に選べるようになっていきます。電力会社やガス会社の切替えは、「料金設定」や「違約金の有無」、「セットプランの有無」などを確認の上、慎重に行いましょう。また、それぞれの料金メニューには、メリット・デメリットがありますので、御自身の生活スタイルなどに合わせて、どのメニューが最適か、よく御検討いただくことが重要です。料金メニューの内容が分からない場合などは、電力会社やガス会社にお問い合わせをすることを勧めます。

本件に関連するQ & A

Q 1 : 勧誘時などに検針票をみせてしまった結果、勝手に契約が切り替えられていた場合、どうすればいいのでしょうか。

A 1 : 検針票をみせても、通常、御本人の同意なしに、契約には至らないものと思われませんが、万が一、切り替えられていた場合でもクーリングオフが適用できる場合がございます。クーリングオフ期間や適用可否等については、「消費者ホットライン」(局番なし188(いやや!))に御相談ください。

Q 2 : 契約中の料金メニューの内容は、どのように確認できますか。

A 2 : 契約先によって異なりますが、事業者のHPやマイページなどから確認できる場合が多いです。不明な点は、契約先に問い合わせましょう。

消費者向けQ & A

その他にも、電気・ガスの契約等に関連したQ & Aを電力・ガス取引監視等委員会のHP上に公開しております。あわせて、下記もご参照ください。

<https://www.emsc.meti.go.jp/info/faq/index.html>

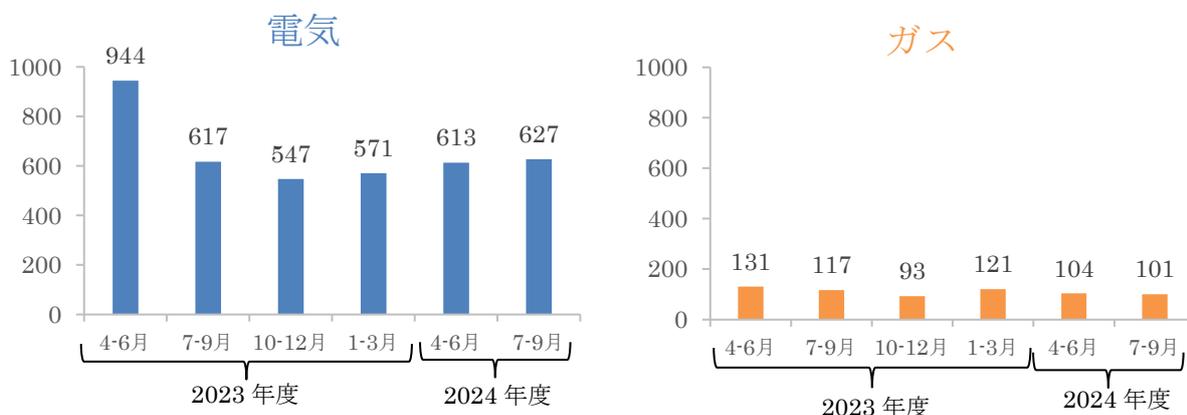
お問い合わせ先

困ったときは、一人で悩まずに、「消費者ホットライン」(局番なし188(いやや!))にご相談ください。地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。

また、電気・ガスの契約に関する制度などについては、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口(03-3501-5725)にお問い合わせください。

【参考】電気・ガスの契約トラブルなどに関する相談件数の推移

図：相談件数の推移（四半期別）



(出典) 経済産業省電力・ガス取引監視等委員会